

県南広域振興局長告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、岩手中部土地改良区（北上市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成20年10月19日

県南広域振興局長 勝 部 修

理事

八 重 樫 守 北上市更木21地割56番地 1

畑 福 安 一 花巻市東十二丁目第19地割271番地